

認定 NPO 法人
国境なき子どもたち (KnK)

〒161-0033 東京都新宿区下落合 4-3-22
Tel : 03-6279-1126 Fax : 03-6279-1127
Tel : 03-6279-1128(ご寄付に関するお問い合わせ専用)
Email : shien@knk.or.jp

口座振替による毎月のご支援

月々 1,500 円 = 1 日あたり約 50 円
50 円は若者一人の職業訓練費 1 日分に相当します。

月々 3,000 円 = 1 日あたり約 100 円
100 円は子ども二人の教育費 1 日分に相当します。

〒

※(一)住所

フリガナ

※お名前

※お電話番号 () () () () () ()

Eメール @ .

※印は必須項目

お申込方法

- ① 本申込書を印刷し、記入見本をご参照の上、必要事項をご記入しご押印ください。押印がずれたりかすれたり、二重になりますと金融機関が受け付けませんので、ご注意ください。
 - ② 記入見本にあるラベルを切り取り、お手持ちの封筒に切手と併せてお貼りください。
 - ③ 封筒に本申込書を封入し、郵便ポストにご投函ください。
- 注) 必ず郵便でお送りください。

国境なき子どもたち「毎日の力! 50円」継続サポート申込書

- 支援額
- 毎月 1,000 円 (50 円 × 20 日)
- 毎月 1,500 円 (50 円 × 30 日)
- 毎月 3,000 円 (50 円 × 30 日 × 2 口)
- 毎月 円 (任意のご支援額)

誠に恐れ入りますが、事務手続きの都合上、1,000 円以上のご協力をお願い申し上げます。

お振替・
払込日は
毎月 27 日
(土・日・祝日の
場合は翌営業日)

よろしければアンケートにお答えください。

- 1) 性別 男性 女性
- 2) 生年 西暦 年 月 日 生まれ
- 3) 当団体を知ったきっかけ
 新聞・雑誌 テレビ・ラジオ
 WEB 当団体発行物
 友人・知人 その他 ()

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (※・加)

民間金融機関				ゆうちょ銀行			
金融機関コード	支店コード			種目コード	契約種別コード	記号	番号
	銀行 信用 金庫 協同 組合	フリガナ	支店 名称	166	301	0	0
預金種目	1. 普通 (総合) 2. 当座	口座番号 (右つめて お書き下さい)		払込先 口座番号	00120-2-727950	払込先 加入者名	特定非営利活動法人 国境なき子どもたち
フリガナ				お届印			
口座名義人				捺印 (ゆうちょ銀行を除く)			

年 月 日

顧客番号

委託者名 特定非営利活動法人
国境なき子どもたち

収納会社 株式会社ジャックス

※ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

検印	印鑑照合	受付印

1. 印鑑相違 2. 印鑑不鮮明 3. 預金種目相違 4. 口座番号相違 5. 名義人相違

6. 預金取引なし 7. 支店名相違 9. その他 ()

(備考)

不備がありましたら、左記該当箇所○印をつけて下記にご返送ください。

※民間金融機関の場合
〒243-0489 神奈川県海老名市中央2-9-50 海老名プライムタワー 株式会社ジャックス
東京クレジットセンター 口座グループ宛

※ゆうちょ銀行の自動払込の場合
〒161-0033 東京都新宿区下落合 4-3-22 特定非営利活動法人国境なき子どもたち

- ◆本申込書の受領後、受付確認書を郵送いたします。
- ◆国境なき子どもたち(KnK)は東京都より「認定NPO 法人」として認定されましたため、当団体へのご寄付は寄付金控除の対象となり、税制上の優遇措置を受けられます。毎年2月第1週目に、前年分のご寄付をまとめて受領書を郵送いたします。
- ◆継続寄付は変更・停止のご連絡がない限り、2年目以降も継続させていただきます。変更・停止は国境なき子どもたちまでご連絡ください。
- ◆皆さまの個人情報は厳重に管理し、国境なき子どもたちからの活動状況のお知らせなどの目的にのみ使用し、第三者への個人情報開示は行ないません。国境なき子どもたちの個人情報保護方針は、ウェブサイトからご覧いただけます。
www.knk.or.jp/privacy/

預金口座振替規定(ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合・ゆうちょ銀行除く)

1. 私が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。なお、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。引落後の代金領収書の提出の必要はありません。
2. 預金の引落しにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替られても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. 上記顧客番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
6. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、すべて私と株式会社ジャックスとの間において解決するものと貴行にはご迷惑をかけません。

〒161-0033 東京都新宿区下落合 4-3-22

認定 NPO 法人

国境なき子どもたち (KnK)

サポーター窓口行

ご記入見本

援

月々 1,500 円 = 1 日あたり約 50 円

50 円は若者一人の職業訓練費 1 日分に相当します。

月々 3,000 円 = 1 日あたり約 100 円

100 円は子ども二人の教育費 1 日分に相当します。

〒161-0033

※印は必須項目

東京都新宿区下落合 0-0-00
0000 マンション 000 号室

※フリガナ

フリガナ コッキョウ タロウ

国境 太郎

※お電話番号 (090) 0000 - 0000

Eメール tarok@knk.or.jp

お申込方法

- ① 本申込書を印刷し、記入見本をご参照の上、必要事項をご記入しご押印ください。押印がずれたりかすれたり、二重になりますと金融機関が受け付けませんので、ご注意ください。
- ② 左上の宛名ラベルを切り取り、お手持ちの封筒に切手と併せてお貼りください。
- ③ 封筒に本申込書を封入し、郵便ポストにご投函ください。

注) 必ず郵便でお送りください。

国境なき子どもたち「毎日の力! 50円」継続サポート申込書

- ご支援額
- 毎月 1,000 円 (50 円 × 20 日)
 - 毎月 1,500 円 (50 円 × 30 日)
 - 毎月 3,000 円 (50 円 × 30 日 × 2 口)
 - 毎月 10,000 円 (任意のご支援額)

お振替・
払込日は
毎月 27 日
(土・日・祝日の
場合は翌営業日)

よろしければアンケートにお答えください。

- 1) 性別 男性 女性
- 2) 生年 西暦 1977 年生まれ
- 3) 当団体を知ったきっかけ (いくつでも)
 - 新聞・雑誌 テレビ・ラジオ
 - WEB 当団体発行物
 - 友人・知人 その他 (KnKのシリウス写真展)

誠に恐れ入りますが、事務手続きの都合上、1,000

どちらかお選びください。

空欄のまま構いません。

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書 (収・加)

民間金融機関				ゆうちょ銀行			
金融機関コード	支店コード	種目コード	契約種別コード	記号	番号	番号 (右詰めでご記入ください)	
0000	00000	16630	1	1230	4567890		
預金種目	口座番号	払込先	口座番号	払込先	加入者名		
1 普通 (総合) 2 当座	123456	00120-2-727950			特定非営利活動法人 国境なき子どもたち		
フリガナ	フリガナ	お届印					
コッキョウ	タロウ	国境 太郎					
口座名義人		捺印 (ゆうちょ銀行をく)					

顧客番号 313834
委託者名 特定非営利活動法人
国境なき子どもたち
収納会社 株式会社ジャックス

右詰めで
ご記入ください。

右詰めで
ご記入ください。

必ずご記入ください。

民間金融機関、ゆうちょ銀行ご指定の方は、
お届印を必ずはっきりと押してください。

民間金融機関をご指定の方は、
こちらにも捺印を押してください。
ゆうちょ銀行ご指定の方は不要です。

- ◆本申込書の受領後、受付確認書を郵送いたします。
- ◆国境なき子どもたち(KnK)は東京都より「認定NPO法人」として認定されましたため、当団体へのご寄付は寄付金控除の対象となり、税制上の優遇措置を受けられます。毎年2月第1週目に、前年分のご寄付をまとめて受領書を郵送いたします。
- ◆継続寄付は変更・停止のご連絡がない限り、2年目以降も継続させていただきます。変更・停止は国境なき子どもたちまでご連絡ください。
- ◆皆さまの個人情報は厳重に管理し、国境なき子どもたちからの活動状況のお知らせなどの目的にのみ使用し、第三者への個人情報開示は行ないません。国境なき子どもたちの個人情報保護方針は、ウェブサイトからご覧いただけます。
www.knk.or.jp/privacy/

1. 私が支払うべき料金を、請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。ことなく、振替日に変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。引落後の代金領収書の提出の必要はありません。
2. 預金の引落としにあたっては、当座勘定規定または預金規定にかかわらず、当座小切手の振出または預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替られても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. 上記顧客番号につき別番号の追加利用、または変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
6. この預金口座振替について仮に紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、すべて私と株式会社ジャックスとの間において解決するものと貴行にはご迷惑をかけません。